

茨城県第4採択地区教科用図書選定協議会

会長 飯島 郁郎

【特別支援教育】

- 1 茨城県第4採択地区小学校特別支援学級（知的障害）用教科用図書 [別紙]
- 2 茨城県第4採択地区中学校特別支援学級（知的障害）用教科用図書 [別紙]
- 3 採択に当たっての留意事項

[留意点]

- (1) 類型A型は、検定済教科書当該学年用及び検定済教科書下学年用から主に選定し、類型B型は、特別支援学校（知的障害）用文部科学省著作教科書及び一般図書から選定することを基本とする。
- (2) 国語、算数・数学については、児童・生徒の能力や障害の程度に応ずるために、検定教科書下学年用及び特別支援学校（知的障害）用文部科学省著作教科書の使用について考慮して選定した。特に、学びの連続性という観点から、小学校と中学校との関連についても配慮した。
- (3) 音楽については、検定教科書当該学年用を使用している状況と、児童・生徒の能力や障害の程度に応ずるために、検定教科書当該学年用及び特別支援学校（知的障害）用文部科学省著作教科書について考慮して選定した。また、書写及び特別の教科道徳については、検定教科書当該学年用を使用している状況と、児童・生徒の能力や障害の程度に応ずるために、検定教科書当該学年用及び検定教科書下学年用の使用について考慮して選定した。
- (4) 通常の学級との交流及び共同学習が可能と判断される教科については、検定教科書当該学年用を使用できるよう配慮して選定した。
- (5) 小学校の社会、理科、図画工作、家庭、保健、外国語については、検定教科書当該学年用を使用している状況から、その系統性や児童の実態を踏まえ、検定教科書当該学年用あるいは一般図書のいずれかを使用できるよう配慮して選定した。
- (6) 中学校の社会、理科、美術、保健体育、外国語（英語）については、検定教科書当該学年用を使用している状況から、その系統性や生徒の実態を踏まえ、検定教科書当該学年用あるいは一般図書のいずれかを使用できるよう配慮して選定した。
- (7) 生活科、中学校の技術・家庭科は検定教科書当該学年用の使用となっている。
- (8) 中学校の職業・家庭については、在籍生徒の実態を踏まえ、教科の特性、関連性等を考慮し、より具体的、実践的な内容を充たしていると思われる一般図書から選定した。
- (9) 一般図書については、児童・生徒の能力や障害の程度に応じて選択の域を広げるため、可能な限り複数の図書を選定した。